

平成23年度「自家用軽油供給施設整備支援助成事業」について

(社)全日本トラック協会

1. 事業の主旨

燃料の安定的な確保に取り組むトラック運送事業協同組合、またはトラック運送事業協同組合連合会が、軽油供給施設の新設等を行う場合に、その費用の一部を支援するもの。

2. 主な助成要件

市町村より危険物取扱所の完成検査済証(平成23年4月1日以降)の交付を受けたもの。

3. 助成対象者

- ・ 協同組合・連合会

※交付申請は1施設・1基1回限りとする。

※平成20年度、21年度、22年度に同事業による助成金の交付を受けた協同組合・連合会については助成対象外とする。

4. 助成金額

軽油供給施設の新設(設置1箇所分のみ)

タンク容量が50キロリットル以上の施設	300万円
タンク容量が50キロリットル未満の施設	200万円

軽油専用タンク増設(1基分のみ)

増設後のタンク総容量が50キロリットル以上の施設	75万円
増設後のタンク総容量が50キロリットル未満の施設	50万円

5. 助成金予算

3,000万円(予算達成次第終了)

6. 申請受付期間

平成23年7月15日(金)～平成24年2月29日(水)

期間内に予算総額に達した場合は申請受付を終了し、全ト協は速やかにその旨を県ト協、日貨協連に通知するものとする。

7. 申請手続き

助成金申請書、完成検査済証並びに施設整備に係る関係資料の写しを提出

8. 申請先

全日本トラック協会

自家用軽油供給施設整備支援事業助成金交付要綱

平成20年7月15日 制定
平成21年7月15日一部改正
平成22年7月15日一部改正
平成23年7月15日一部改正
社団法人 全日本トラック協会

(目的)

第1条

全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)は、都道府県トラック協会(以下「県ト協」という。)会員のトラック運送事業者(以下「会員事業者」という。)を主軸として構成されるトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会(以下「組合・連合会」という。)が、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むために設置する自家用軽油供給施設等に対し、自家用軽油供給施設整備支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付し、組合・連合会の経営安定に資することを目的とする。

(助成金交付対象事業)

第2条

軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴う自家用軽油供給施設の新設を行い、市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証(平成23年4月1日以降に交付されたもの)の交付を受けたもの。

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

1. 軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
2. 自家用目的以外の転売・貸与する軽油供給施設の新設
3. 既存の軽油専用タンクの修復
4. 中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設

(助成対象者)

第3条

助成対象者は、県ト協会員事業者を主軸として構成される組合・連合会であること。

(助成金交付額)

第4条 助成金交付額は、以下の通りとする。

(1) 軽油供給施設の新設

タンク容量が50キロリットル以上の施設	300万円
タンク容量が50キロリットル未満の施設	200万円

(2) 軽油専用タンクの代替・増設(1基分のみ)

増設後のタンク総容量が50キロリットル以上の施設	75万円
増設後のタンク総容量が50キロリットル未満の施設	50万円

(予算総額)

第5条

予算総額を3,000万円とする。

(助成申請期間)

第6条

助成の申請期間は、平成23年7月15日から平成24年2月29日までとする。但し、期間内に予算総額に達した場合は受付を終了し、全ト協は速やかにその旨を県ト協、日本貨物運送協同組合連合会(以下「日貨協連」という)に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条

1. 組合・連合会が助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「自家用軽油供給施設整備支援事業助成金申請・請求・完成報告」に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、直接全ト協に提出する。
 - (1) 危険物取扱所の完成検査済証(写)
 - (2) 危険物取扱所の設置許可申請書(写)
 - (3) 上記(2)に伴う以下の添付書類(写)
 - ① 危険物取扱所全体の平面図(タンク容量・油種記載)を記載したもの
 - ② 危険物取扱所全体の立面図を記載したもの
 - ③ 危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図を記載したもの
 - (4) 施設工事契約書(写)及び施設工事費用請求明細書(写)等
 - (5) 工事施工前、施工中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)
2. 組合・連合会による交付申請は1施設・1基1回限りとする。

なお、平成20年度、21年度、22年度に同事業による助成金の交付を受けた組合・連合会については、助成対象外とする。

(助成金の交付決定通知)

第8条

全ト協は、組合・連合会から第7条第1項に基づく申請があったときは、当該申請を受け付け、その事業の実施内容が第2条の助成金対象事業に適合すると認めるときは交付の決定を行い、様式2の「自家用軽油供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書」により組合・連合会に交付決定を通知する。

(助成金の交付)

第9条

1. 組合・連合会への助成金の交付は、原則として前条の決定通知日の翌月末日とする。
2. 第5条に定める予算総額に達した場合には、助成金の交付を終了し、全ト協は速や

かにその旨を県ト協、日貨協連に通知するものとする。

(財産処分の禁止)

第10条

組合・連合会は、助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「財産処分」という。)を禁止する。

(助成金の返戻)

第11条

第10条に定める財産処分を1年以内に行う時は、組合・連合会は速やかに様式3の「自家用軽油供給施設整備支援事業助成金交付要綱第10条の財産処分に係る返戻届出書」で全ト協に届出を行い、交付された助成金を全ト協に全額返戻しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条

この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関するその他の必要事項は、全ト協が定める。

(附則)

本要綱は平成23年7月15日から適用する。